



事業主の皆様へ

労働保険事務組合制度をご存知ですか？ 事業主でも、労災保険に加入する事ができます。

事務手続は
東大阪商工会議所の労働保険事務組合にお任せ下さい

◎事務組合加入のメリット

- ①労働者と共に、事業主や家族も労災保険に加入できます。
- ②労働保険料を分割納付（3回）できます。
- ③申告・納付事務の事務量を軽減できます。

◎こんな時にも使えます！

- ・事業の運営に直接必要な業務のために出張する場合（事業主の立場で行われる業務を除く）の災害
- ・事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者を伴って出席する場合の災害
- ・通勤時の自損による災害
- ・就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の災害

◎委託できる規模

常時使用労働者が、
金融、保険、不動産、小売業では、
・・・50人以下
卸売業、サービス業では、
・・・100人以下
その他の事業では、
・・・300人以下

の事業主です。

尚、東大阪商工会議所では、建設業の新規取り扱いは致しておりません。

◎委託できる事務の範囲

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付の事務
- ②保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③労災保険の特別加入に関する申請等に関する事務
- ④雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤その他労働保険についての申請・届出・報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

◎会費・手数料

東大阪商工会議所会員に限ります。
◎会議所会費 24,000円～/年
◎事務委託手数料（年額）

雇用保険にかかる手数料	労災保険にかかる手数料
1人～4人	8,400円
5人～9人	11,400円
10人～14人	14,400円
15人～29人	16,800円
30人～49人	21,000円
50人～199人	28,800円
200人以上	42,000円

当該年度概算保険料の5%
(100円未満切り捨て)
但し、上限を30,000円
下限を3,400円

上記金額に消費税がかかります

◎労働保険とは

労働保険とは、労働者災害補償保険（いわゆる「労災保険」）と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個におこなわれますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

◎労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。
また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の能力開発及び向上、その他の労働者の福祉の増進を図る為の事業も行なっています。

◎雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。
また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行なっています。

◎加入を怠っていると

業務上の災害や失業等により、労働者から請求があった場合に、全額事業主の負担となるばかりでなく遡って保険料の徴収及び追徴が行なわれる等、思わぬ出費となりかねません。

今すぐ お手続きをご希望される事業主様は…

キリトリセン

労働保険事務組合東大阪商工会議所 事務委託 申込書

事業所名	
所在地	〒
電話番号	— —
ご担当者	
事業内容	
東大阪商工会議所の 会員・非会員	会 員 ・ 非 会 員
労働保険番号	

FAX 06-6725-3611 (振興部)

お気軽にお問合せください!

東大阪商工会議所 振興部 TEL 06-6722-1151 FAX 06-6725-3611
東支所 TEL 072-984-1151 FAX 072-984-1131